第3編 風水害等編(災害予防計画)

第1節 風水害等予防計画の基本方針

風水害に対して町民の生命・財産の安全を確保する為の予防対策は、「風水害等に強い町民(ひとづくり)」、「風水害等に強い集落構造(まちづくり)」、「風水害等災害 応急対策活動の準備」の3つに区分する。

- 1. 風水害等に強い町民(ひとづくり)
- (1) 台風・大雨等の防災知識の普及計画
- (2) 自主防災組織の育成計画
- (3) 防災訓練実施計画
- (4) 要配慮者安全確保体制整備計画
- (5) 災害ボランティア計画
- (6) 竜巻災害予防計画
- 2. 風水害等に強い集落構造(まちづくり)
- (1)治山・治水対策計画
- (2) 土砂災害予防計画
- (3) 高潮災害予防計画
- (4) 建築物等災害予防計画
- (5) 火災予防計画
- (6) 危険物施設等災害予防計画
- (7) 林野火災予防計画
- (8) 上 下水道施設災害予防計画
- (9) 農林業災害予防計画
- (10) 文化財災害予防計画
- (11) 不発弹災害予防計画
- (12) 道路事故予防計画
- 3. 迅速かつ円滑な災害応急対策の事前措置
- (1) 避難誘導等計画
- (2) 水防、消防及び救助施設等整備計画
- (3) 食糧等備蓄計画
- (4) 気象観測体制の整備計画
- (5) 災害通信施設整備計画
- (6) 交通確保 緊急輸送計画
- (7) 基地災害及び米軍との相互応援計画
- (8) 海上災害予防計画
- (9) 業務継続計画策定の推進

第1章 風水害等に強い町民(ひとづくり)

第1節 台風・大雨等の防災知識の普及計画

近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数みられる。このため、過去に本県に甚大な被害をもたらした台風の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要である。

1. 台風教育

(1) 講演会

気象台、県と協力し、防災気象講演会やお天気教室等を定期的に開催し、町民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。また、特別警報・警報・注意報発表時の住民のとるべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。

(2) 防災教育

金武町及び県は、幼稚園、小・中学校、高等学校の学校教育等において、台風・大雨等の災害の基礎知識や避難行動等についての防災教育を徹底する。

(3) 災害教訓の伝承

ア 台風災害の蓄積と公開

県内の過去の大規模な台風災害に関する資料、文献及び映像等をライブラリー化 し、町民への災害記録や教訓等の周知に努めるとともに、災害発生箇所の保存等の 設置を検討する。

イ 台風災害の経験・教訓等の伝承

県と協力し、過去の大規模台風災害等の検証や記念事業(シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等)を定期的に実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

2. 職員に対する防災教育

(1) 防災担当者研修

本町における防災担当者は、県や防災機関・団体が行う防災に関する知識及び活動についての研修等に積極的に参加し、本町の防災対策に反映するよう資質の向上に努めるものとする。

(2) 防災関係機関職員の教育

本町における防災関係機関・団体は、防災に関して、その所属職員の教育を計画 的に実施するものとする。

(3)消防教育

消防教育は、消防職員・団員等に対し、消防学校において行う専門教育及び本町において各々所要の教育計画を定めて実施する一般教育とする。

3. 防災上重要な施設の管理者の教育

(1) 危険物取扱施設の管理者

防火管理に関する有識者を増やすため、県が法令に基づいた指導・講習等を実施 し、本町においても周知及び協力体制を図るとともに、防火管理体制の強化・拡充 を促進するものとする。

(2) 避難時の拠点施設となる管理者等

避難計画に定めた避難所等の防災拠点施設において、その管理者等に対する防災 教育の徹底を図るものとする。

4. 町民への防災意識の普及

(1) 防災訓練による防災知識の普及・教育

防災関係機関の協力等により総合防災訓練を行い、防災関係者及び住民の参加を 促進させ、災害に対する知識や教育を深めるものとする。

(2) 防災マップの配布及び標識による防災知識・対策の普及

防災知識や安全対策のほか、各行政区別になど地区単位における避難所や避難路、 災害危険予想区域等を明示した防災マップを作成し、住民及び滞在者に配布するこ とで防災知識の普及を図る。また、各地域毎において明確な避難場所等の防災標識 を設置することにより、防災に対する意識の向上を図るものとする。

- ・防災マップの作成・配布
- 地域別に防災標識を設置

第2節 自主防災組織の育成計画

地震・津波編に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、 暴風等に対する自主防災組織等の活動体制を整備し、風水害への地域防災力を確保 する。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

また、地域防災のリーダーとして自主防災組織の核となる人材の養成や、消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修を行い、町内の自主防災組織の組織化や、消防団員の確保に努める。

第3節 防災訓練実施計画

訓練実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、加えて要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1. 訓練実施の種類

訓練種別	実 施 内 容	
①総合防災訓練	危険地域を対象にして地域ぐるみ(防災機関も含む)の防災訓	
	練を実施するものとする。実施にあたっては、関係機関が緊密な	
	連携を図り、必要に応じて他の関係機関と合同で行うものとする。	
	訓練内容の中には、避難、救出・救護、炊き出し、防疫訓練等	
	の実施から、情報の収集、応急対策の指示・伝達等、災害時の通	
	信や広域応援要請(情報伝達)が円滑かつ迅速に行えるよう訓練	
	していく。	
	また、初動体制の確立と迅速化及び各防災機関、住民との連携	
	を図るため、職員の参集訓練を実施する。	
②消防訓練	役場をはじめ、学校、公民館、郵便局、診療所及び福祉施設等	
	の公共・公益施設、宿泊施設や飲食・商店等の多くの人が集まる	
	場所を対象として、消防機材を利用した消火訓練等(避難を含め	
	た総合訓練)を実施するものとする。	
③水防訓練	本計画により危険と予想された箇所周辺地域において、洪水や	
	浸水、高潮等の水害に対する避難等の訓練を実施する。	

2. 訓練実施の要領及び実施時期

訓練を実施する場合には、あらかじめ訓練実施要領を作成して各関係機関に周知するものとする。

また、訓練の実施時期については、関係機関と調整を図り、本町の実情を勘案し 適切と思われる時期を選択指定する。

3. 訓練の参加機関・団体及び対象者

訓練の参加対象は、町、県をはじめ、防災関係機関及び社会教育関係団体とし、さらに一般住民の参加を促進するものとする。

4. 訓練のための交通規制

町は県公安委員会と協議の上、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施上最小限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者及び車両の道路通行を禁止又は制限することが出来るものとする。

5. 訓練後の評価

防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集するなどの方法により、 成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や防災活動要 領等の改善について検討するものとする。

第4節 要配慮者安全確保体制整備計画

地震・津波編に定める対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する高齢者、障害者等の避難支援体制を整備し、風水害等時にも要配慮者の安全を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、水防法や 土砂災害防止法等に基づいて、危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹 底する。

第5節 災害ボランティア計画

地震・津波編 第4節の第4款に定める地震・津波対策のほか、本町及び金武町社会福祉協議会等の関係機関は、大規模な風水害等が発生した場合に県内外から駆けつける災害ボランティアが活躍できる環境を整備し、災害ボランティアとの協力体制を確保する。

特に風水害時には、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定され、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制等を確保しておくものとする。

第6節 竜巻災害予防計画

全国でも近年に多発し、竜巻による人的被害や建物被害などがあることから、竜巻災害に関する対応について以下のとおりとする。

(1) 竜巻に関する知識の普及啓発

竜巻は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生し、特に海面が暖かく上昇気流が発生しやすい沿岸部で多く発生する。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、現在の科学技術では台風のように進路を予測するのは困難である。現在、気象庁では竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに「竜巻注意情報」を発表するが、竜巻は発現時間が短く、場所も狭い範囲に限られるため、情報の伝達が重要となる。

そのため、竜巻発生に関する情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に住民に伝達し、避難誘導を図る。

①住民への啓発

町及び防災関係機関は、気象庁が発表する「竜巻注意情報」をはじめ、竜巻災害のメカニズムと過去の被害実績を広報し、住民への啓発を図る。

②安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻とは認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造など堅牢な建築物などの安全な場所への誘導を図る。

③安全な場所の周知徹底

低い階(2階よりも1階)、また、窓から離れた家の中心部など、安全性の高い 場所へ避難することの周知徹底を図る。

(2) 防災関係機関との連絡体制の確保

竜巻の発生を予測することは難しいことから、町及び気象台、防災関係機関は平常時から連絡窓口の確認を行うなど円滑な連絡体制の確保に努める。

(3) 風倒木対策

町は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去など必要な対策 をあらかじめ講ずるものとする。

(4) 海上における竜巻

海上において竜巻が発生した場合、船舶はこれを避けて航行するとともに、気象情報などを確認し、安全な航行に努める。

第2章 風水害等に強い集落構造(まちづくり)

第1節 治山・治水対策計画

1. 構築物その他の風水害予防措置

看板や広告物等の構築物について、台風等による破損・落下・飛散のおそれがないか、定期的に調査を行い、危険と判断されるものについては直ちに所有者又は管理者に通報し、改善若しくは撤去を行うよう指導する。

2. 農作物の風水害予防対策

風水害による農作物の被害防止策として、農家及び農業従事者に次の事項を重点に指導するものとする。

●指導事項

- ①暴風網の整備
- ②かん水、排水施設の整備
- ③病害虫の防除

3. 治山対策

(1) 現況・危険区域

山林を多く占める本町において、台風や集中豪雨等による山腹崩壊の対策は、防 災上重要な事項である。

「沖縄県山地災害危険地区」では、本町において石川岳周辺(うるま市石川との境界付近)の一部が山腹崩壊危険地区になっており、また、屋嘉 IC 周辺(恩納村側にかけて)で崩壊土砂流出危険地区となっている。

(2)計画

県は、森林法(昭和26年法律第249号)第4条第5項の規定により、平成16年度から平成25年度までの地域森林計画を定め計画的に事業を推進してきているところであり、下記(①~④)の事項に重点を置き、緊急かつ計画的に実施するとしている。

- ①保安林の侵食防止及び強化
- ②森林水源かん養機能の強化
- ③山地災害危険地対策
- ④生活環境保全林の整備強化

町は、独自に危険が予想される箇所についての調査及び対応策の検討を行い、必要な整備措置等の事業を推進するものとする。

4. 治水対策

(1) 危険区域

本町の億首川水系の億首川と幸地川の 2 つが二級河川に指定されており、そのうち億首川(喜瀬武原~河口の 5.7km)が「重要水防区域内で溢水が危険と予想される区域(河川)」となっている。

また、金武湾港(伊芸地区、村内原地区の 2,109m)が「重要水防区域内で越波が危険と予想される区域(海岸)」となっている。

【資料:沖縄県水防計画】

(2) 河川水統制又は河川改修に関する治水事業

金武ダムの建設により、洪水調節や下流河川流量の安定化等が図られている。 また、町内を流れる河川及び海岸等(所轄・管理含め)、公有水面の調査を実施し、 災害が想定される場合については、本町で適時巡視する。

また、危険箇所の改修については、町管理の河川においては緊急かつ計画的に実施するとともに、町管理以外の河川については県などの管理者へ改修の要請を行う。

(3)浸水想定区域の指定の周知

①浸水想定区域指定の対策

町は、浸水想定区域の指定があったときは、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

②洪水予報等の伝達方法を明記

町は、要配慮者の利用施設等において、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設利用者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

③避難確保の事前周知・広報対策

本計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所、その他洪水時の 円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要 配慮者等利用施設で、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する 必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、 町長はこれら事項を記載した印刷物の配布、その他の必要な措置を講じるものと する。

5. 地すべり、がけ崩れ等土砂災害防止対策

本町においては、地すべり防止区域に指定されているところはない。しかし、急傾斜地崩壊危険箇所に浜田原の斜面地が指定されている。今後も危険が予想される箇所について調査把握し、大雨注意報・警報の発表時及び台風時に巡回・監視するものとする。安全施設の整備については、土地条件に応じた施設整備又は措置を逐次実施するものとする。

6. 道路、橋梁の維持・補修事業

道路管理者は所管、所轄する道路、橋梁を常時補修するものとする。なお、早急に補修が不可能な危険箇所については、立て札によって表示し、通行又は重量の制限を行う。

第2節 土砂災害予防計画

1. 砂防対策

(1) 現況•危険区域

本町は、字屋嘉のクラ川流域において2箇所が砂防指定を受けている。

そのほか「沖縄県水防計画書」より、億首川流域(喜瀬武原)において土石流の 危険が予想(土石流危険渓流Ⅱ)されている。また、字金武の国道 329 号から海岸 線に向けて傾斜地が多いなど土砂災害の危険が懸念される。

(2) 事業 • 対策等

危険度の高い区域においては、県による砂防事業の促進を図るものとする。また、 警戒避難体制の整備を推進するとともに、日頃から土石流に関する情報収集・伝達、 日常の防災活動、降雨時の対応等について住民への周知を図る。

<主な対策>

- 土砂災害においても防災マップの更新による町民への周知と啓発活動の推進
- 気象庁から発表される土砂災害警戒メッシュ情報の危険度等を参考に迅速に避難勧告等の判断を行うものとする。
- 土砂災害警戒区域周辺の住民への避難訓練の実施による自主避難の意識醸成
- 土砂災害時の避難経路及び避難場所等の設定

2. 地すべり防止対策

(1) 現況•危険区域

本町においては、地すべり危険区域の指定箇所はないものの、字金武の国道 329 号から海側に向けては傾斜地が多いことから、地すべりが発生する恐れのある危険 箇所を調査把握するとともに、その対策に努めるものとする。

(2)事業・対策等

地すべりの発生概況及び発生予想を整理・把握し、今後危険性のある箇所については早急に地すべり防止区域の指定を促進し、県と調整を図りながら行為の制限及び原因究明の調査研究を行い、適切な地すべり防止策を実施するものとする。

3. 急傾斜地崩壊防止対策

(1) 現況•危険区域

本町においては、急傾斜地崩壊危険箇所 I として浜田原の斜面地が指定されているため、今後も危険度調査などを適時実施し、危険性の把握に努め、災害の未然防

止事業及び対策を図るものとする。その箇所において「土砂災害警戒区域」が指定されている。

(2) 事業 • 対策等

- ●今後の対策
 - ①町内の傾斜地における危険度の調査・現状把握
 - ②警戒避難体制の整備

4. 土砂災害対策

本町の2箇所の土砂災害警戒区域においては、町民等へ当該区域に関する情報提供・周知を図るとともに、防災訓練等を実施し適切に避難ができるよう努めるものとする。

第3節 高潮等災害予防計画

本町の西の国道 329 号沿線から東側の海岸地区の浜田海岸(国土交通省河川局)、 金武(農林水産省農村振興局)及び金武湾港(国土交通省港湾局)の海岸保全区域 が指定されている。

住宅域及び国道沿道、農耕地区では高潮等の災害に対する堤防、海岸護岸等の保全施設が既設されているが、今後、安全面における改良の必要性が予想されることから、災害予防としての整備強化とともに海岸保全事業の促進に努める。

1. 港湾·漁港等整備事業

港湾等は、町として適時巡視を行うとともに、危険性が高い箇所が発見された場合は管理者である県へ高潮、津波等による災害予防施設の整備強化を要請する。

2. 流出防止

流木等による海上交通の障害防止のため、災害時に備え荷役や荷揚げ場所等において集積及び固縛等の状況を調査し、災害が予想される場合は港湾管理者である県と協議の上、所有者等に対し指導を行っていく。

第4節 建築物等災害予防計画

1. 防災的土地利用の推進

本町には防災・消防面で弱い昔ながらの集落形態が残っている地区があるため、 土地利用計画及び各々の用途区分に沿った土地の合理的かつ健全な高度利用を推進 し、災害の防止を図るものとする。

2. 不燃、耐風耐震性建築物の促進対策

公共物、一般住宅の新築、改築、増築等における建築物の耐震化及び不燃化等について、各種制度の説明を行い、技術的相談に応ずるとともに、指導・啓発等の促進に努めるものとする。

3. 公共建築物の耐風、耐震、耐火対策

公共建築物のうち、老朽化施設については、建替え又は補強等による耐風、耐震耐火対策を推進するものとする。

また、今後建築される公共建築物に対する設計段階での不燃堅牢な施設となるよう図るものとする。

4. 公共建築物の定期点検及び定期検査

公共建築物については、定期的に点検及び検査を実施するものとする。

第5節 火災予防計画

【実施主体:金武地区消防衛生組合消防本部】

1. 消防力・消防体制等の拡充強化

(1)消防教育・訓練の充実強化

消防本部による「消防教育訓練計画」に基づき、消防職員及び消防団員、消防関係者の資質向上を図るものとする。

(2) 消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。

(3) 消防体制の充実・指導

消防体制の拡充及び消防団の体制強化を図るものとする。また、多くの人が出入り又は勤務する施設(学校、宿泊施設、事業所等、危険物関係施設等)において、自衛消防組織の結成にむけて指導する。また、消防・訓練計画、消防用設備の指導を行うとともに、訓練の実施を図るものとする。

住民への防火意識の向上を図るため、春と秋の防火運動期間に消防訓練及び避難 訓練の実施に努める。また、防火ビラの配布、講習会、その他防火行事を通じて防 火思想の普及・高揚を図る。

(4) 消防施設・設備の整備促進

消防水利及び消防車両等の整備促進を図る。

2. 火災予防査察・防火診断

本町においては、消防用設備(消火設備・警報設備、避難設備、消防用水、消火活動上必要な施設)等及び防火管理体制の査察を実施し、火災の発生拡大を抑制・防止するとともに避難を確実なものとする。

(1)特殊対象物(公共的な施設等)に対する査察

●対象施設

①学校、官公署

防火構造、消火設備、避難設備、防火管理体制等について、夏期休暇や年度 末等の時期を利用した重点的な査察を実施するものとする。

②宿泊•娯楽施設

消火設備、避難設備、防火管理体制等について、消防計画に基づいた定期的 な査察を実施するものとする。

③商店•小売業施設

消火設備、避難設備、防火管理体制等について、消防計画に基づいた定期的 な査察を実施するものとする。

④危険物等関連施設

年間立入検査を通じ、施設の構造設備取扱い要領及び防火管理体制等を重点的に査察し、取扱い従業員の防火意識の向上を図るため、防火指導を行う。

(2) 一般住宅

火災の多発期となる秋季を控えた時期及び3月の春季火災予防運動週間を通じ、 一般住宅における火を取扱う器具等について、防火診断を行うよう指導に努めるものとする。また、火災報知器の設置の指導にも努めるものとする。

3. 消防施設の整備拡充

(1)消防水利の多様化等

本町における防火水槽、耐震性貯水槽の整備をはじめ、海水・河川水等の自然水 利や町内の水泳プール、ため池等が活用できるような消防水利の多様化を図る。

また、防火水槽、耐震性貯水槽の整備が不十分である地域においては、重点的に 整備を推進するものとする。

(2) 伝達系統の整備

消防無線及び防災行政無線、戸別型有線放送等の通信施設を含む情報収集機器・ 体制等、伝達系統の整備・拡充を図る。

第6節 危険物施設等の災害予防計画

【実施主体:金武地区消防衛生組合消防本部】

1. 危険物災害予防計画

危険物施設(危険物製造所、貯蔵所、危険物取扱所)による災害の発生及び拡大を防止するため、県防災危機管理課、隣接市町村消防本部及び関係機関と連絡を密にし、住民の安全確保を図るものとする。

なお、危険物施設等の規制及び保安措置に関する指示等については、危険物の規制に関する政令等、適応する法令に基づき行うものとする。

(1) 危険物施設等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、その都度災害予防上必要な指導を行う。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

(3) 保安教育の実施

危険物施設等の管理者及び監督者は、取扱者に対し、保安教育を実施するととも に、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

(4) 危険物施設等の予防対策

危険物施設等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について次の対策を工事災害の予防に万全を期する。

●予防対策

①火災、爆発物の防止対策

取扱う危険物の性質、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な 措置を講ずる。

②危険物施設の管理、点検

危険物施設の維持管理が適正にできるよう、管理・点検・巡視基準を定め、 必要に応じ修正を行うなど、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

③保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に関わる保安又は防災設備について、定期的

に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

4保安体制の整備、確立

危険物施設等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と本町及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

⑤従事者に対する教育訓練

危険物施設等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

(5) 化学消防機材の整備

消防本部において、化学消防車等の配置・整備を図る。 また、事業所における化学消化剤の備蓄を行わせる。

2. 高圧ガス災害予防対策

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために、本町は国、県、公安委員会、(社)沖縄県高圧ガス保安協会等と連絡を密にし、保安体制の強化を図り、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安管理の徹底を図る。

(1) 高圧ガス消費先保安対策

消費者保安に対する販売事業者の監督体制の強化を図る。

(2) 高圧ガス防災月間運動、高圧ガス危害予防週間の実施 高圧ガス防災月間及び高圧ガス危害予防週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策 を推進する。

3. 毒物劇物災害予防計画

(1) 方針

災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等不足の事態に備えて、以下の事項の徹底 を図る。

- ア 毒物及び劇物の取扱状況等の把握
- イ 毒物及び劇物危害防止規定の策定
- ウ 定期点検及び補修の実施
- エ 安全教育及び訓練の実施
- オ 事故対策組織の確立

(2) 対策

本町は、災害時における毒物劇物による危害を防止するため、県が実施する毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者への指導に対し協力するものとする。

第7節 林野火災予防計画

本町においては、総面積の約半分が森林地域でその大半が米軍基地施設で占められている。しかし、山林火災の発生から災害が拡大した場合、特に住宅地域への被害が懸念されるため、町が実施する対策も検討する必要がある。

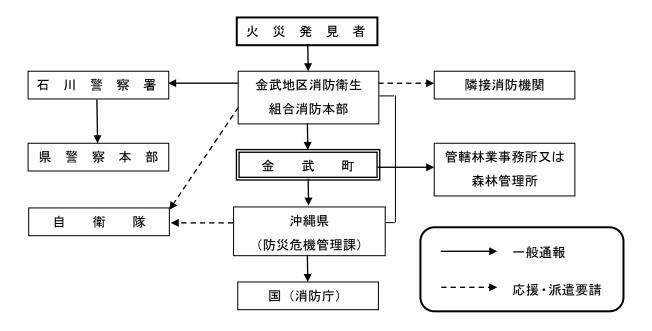
1. 山林火災対策の推進

県の指導に従い、消防機関及び林野行政機関、自衛隊、警察、その他関係機関の間で総合的な山林火災対策が行えるよう連絡調整を図るものとする。

また、山林火災が発生し、拡大するおそれがある場合における関係機関の通報連絡は以下のとおりとする。

<通報連絡系統図>

通報連絡内容:火災発生の日時、場所、火災現場の状況、被害の程度、対応措置の概況等



第8節 上 下水道施設災害予防計画

上・下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・ 処理場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図るとともに、被災時の復旧 用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

1. 上水道施設災害予防計画

(1)施設の防災性の強化

各水道事業者における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る。

(2) 広域応援体制の整備

「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する。

2. 下水道施設災害予防計画

(1)施設の強化及びバックアップ施設の整備

県及び金武町は、下水道施設の施工にあたっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備(停電対策)や設備の二元化、 拠点の分散及び代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る。

これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き(日本下水道協会)に基づく。

第9節 農林業災害予防計画

農林業災害予防のため、農林地・農林業用施設の保全及び防災営農の推進を図る。

1. 土砂崩壊防止整備事業等

農林地及び農林業用施設、その他に被害を及ぼす恐れのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

2. 農林地保全整備事業

風雨などによって侵食を受けやすい性質の特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成され た農林地の侵食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

3. 地すべり対策事業

地すべりによる被害を除去又は軽減し、農林地及び農林業用施設等を未然に防止する事業として、県による指定事業だけでなく、本町においても必要に応じて、その対策事業を検討・推進していく。

4. 防災営農の確立

(1) 指導体制の確立

農業及び林業に対する各種の災害を回避克服し、農林業生産力や農林業所得の向上を図るため、本町は県及び関係機関、団体の一体的な指導体制の確立を図るものとする。また、保険加入の促進について努めるものとする。

①指導体制の統一並びに陣容の強化

本町、県及び関係機関における指導機構の調整、連携、強化を図るものとする。

②指導力の向上

各種防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

③防災施設の拡充

防災実証展示施設等の整備拡充及び広報により、防災の普及・啓発を図る。

(2) 営農方式の確立

「沖縄振興計画」に沿った県の対応及び営農技術、また試験研究機関による病害 虫、風水害に強い抵抗品種の育成及び栽培技術等の指導を受けるとともに、本町に おける防災営農の確立を図る。

第 10 節 文化財災害予防計画

本町の財産であり、文化資源である貴重な文化財を災害から守るための予防対策を図るものとする。

- ①県による教育委員会への指導を受け、所管の文化財防災計画を策定し、警察及 び消防機関と常時連携を密にして、災害予防の確立を図る。
- ②文化財の所有者及び管理責任者、又は管理団体の防災思想を啓発し、環境の整理整頓を図るよう勧奨する。
- ③文化財の指定地内に居住する所有者に、火気使用の制限を指導する。
- ④防災施設の必要な文化財は、補助事業等により完備を図るとともに、県指定及 び未指定の文化財を含め、本町における防災施設の設置を促進する。
- ⑤県の主催する各市町村文化財担当職員講習会等により、文化財災害対策につい て指導を受けるなど、適切な防災措置が図れるようにする。
- ⑥地震による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。

第 11 節 不発弾災害予防計画

不発弾の処理については、発見から処理に至るまでの体制に万全を期し、不発弾の爆発による災害の発生及び拡大を防止する。そのためには、住民及び建築工事関係者などの不発弾等の関係事業者に対する不発弾等に対する防災知識の周知徹底を図るとともに、関係機関との連絡調整を密にし、不発弾等の処理の円滑化を図る。

1. 不発弾の処理体制

(1) 陸上で発見される不発弾等の処理

- ①発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、所轄の警察署を通じて県警察本 部に発見届出をする。
- ②県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長(第101不発弾処理隊)に処理要請を行う。
- ③第 101 不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い、弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。
- ④小型砲弾等の比較的危険度が低いため、移動可能な弾種は第 101 不発弾処理隊 により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- ⑤爆弾等、危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

<信管離脱作業>

信管離脱作業は、非常に危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。

- a 本町で発見された場合、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を行い、処理計画について十分な調整を図り 周知徹底する。なお、関係機関は、責任分担覚書等を交換し、任務責任等を 明確にするものとする。
- b 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。
- C 町長等を本部長とした現地対策本部を設置する。

(2) 海中で発見される不発弾の処理

- ①発見者は、所轄海上保安部署へ通報し、それを受けて第 11 管区海上保安本部、県知事、所轄市町村長又は港湾管理者から海上自衛隊沖縄基地隊司令(沖縄水中処分隊)に処理要請を行う。
- ②沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。
- ③危険度が少なく、移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- ④危険度が高く、移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処 理する。

<爆破処理作業>

爆破処理作業は、非常に危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。

- a 発見された箇所の所轄が本町の場合、関係機関と撤去日時、交通規制、通行 船舶規制、避難計画等について協議し、処理計画について十分な調整を図り 周知徹底する。
- b 危険範囲を定め、その区域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。
- C 町長等を本部長とした現地対策本部を設置する。

2. 関係機関の協力体制の確立

国、県、町や各関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘 処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

3. 不発弾に関する防災知識の普及指導

(1) 講習会

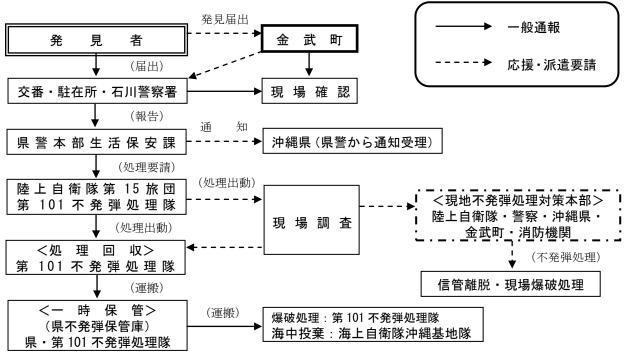
町及び消防機関、不発弾磁気探査事業者等の関係機関に対し、県等が開催する講習会や研修への参加、勉強会等を通して不発弾の特性及び火薬類取締法等の関係法令に関する防災知識を習得する。

(2) 広報活動

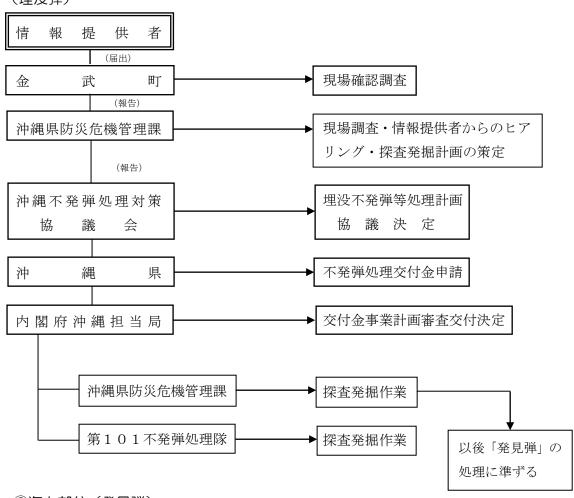
住民一般に対して、不発弾の危険性について周知・広報活動を実施する。

【不発弾処理の流れ】

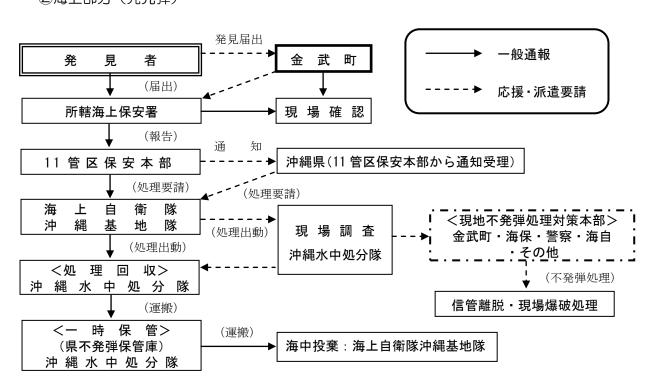
①陸上部分(発見弾)



(埋没弾)



②海上部分(発見弾)



第 12 節 道路事故予防計画

【担当:町、県、沖縄総合事務局、消防機関】

1. 道路事故災害予防

(1) 危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常個所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

(2)体制・資機材の整備等

道路管理者及び警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

第3章 迅速かつ円滑な応急対策活動のための事前準備

第1節 避難誘導等計画

1. 避難所の整備

災害時の避難に備えた避難所の整備行う。

- ①避難所は、学校、公民館等の公共施設とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を応急的に整備して使用するものとする。
- ②避難所として使用する建物は、定期的にその現況を調査するものとする。
- ③避難所に適する施設がない地区については、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする。
- ④町内に適当な場所が無い場合は、県及び隣接市町村と協議し、避難所の予定施 設又は場所を定めるものとする。
- ⑤避難所の予定施設又は場所について、あらかじめ土地、建物所有者又は管理者 の了解を受けておくものとする。

2. 避難場所等の指定

(1) 広域避難場所の指定

災害等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、一時的な避難場所として公園等のスペースを指定しておくものとする。

【避難場所指定の基準】

- ①住宅密集地等の大火による輻射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- ②災害時に避難者の安全を著しく損なう怖れのある施設が避難場所内部に存在し ないこと。
- ③避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則として 1 人当り 1 ㎡を確保できること。
- ④避難場所毎の地区割計画の作成にあたっては、各区及び小学校通学区域を考慮 する。

(2) 避難所の指定

避難所の指定は、避難所の整備における施設を基点とし、人口及び地域バランス 並びに広域避難場所の位置を考慮しながら、町長が指定するものとする。

3. 危険が想定される箇所等における町長の避難立退き先の指定

指 定 区 分	実 施 内 容	
(1)危険箇所等	洪水、津波、高潮又は地すべり等による危険が予想される	
	箇所等(警戒区域)を指定しておくものとする。	
(2)避難場所及び避難径	危険の予想される各区域において、具体的な避難場所及び	
路	避難径路を指定しておくものとする。	
(3)住宅密集地における	火災等における住家の密集地は災害の拡大が予想されるた	
避難場所及び避難径	め、住民等の避難場所及び避難経路を指定しておくものとす	
路	る 。	

4. 避難誘導計画

実 施 主 体	実 施 対 策
(1)沖 縄 県	①社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小
(1)沖 縄 県 	売店経営者等に対する避難体制の再点検の指導
	①避難所の選定
	②避難所の開設及び運営方法
	③避難所の安全確保
	④住民への周知徹底
(O) ♠ ➡ ™	⑤警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導体制の整備
(2)金 武 町	⑥避難の勧告等の基準の設定、国及び県等への避難勧告等の
	判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備
	⑦高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成
	⑧避難経路の点検及びマップの作成
	⑨避難心得の周知(携帯品、その他の心得含む)
(3)社会福祉施設、学校、	①避難計画の作成
不特定多数者が出入	②避難誘導体制の整備
する施設等の管理者	

第2節 水防、消防及び救助施設等整備計画

水防、消防及び救助施設等の現況、管理及びその整備は次によるものとする。

1 水防施設等

水防法の規定により、水防管理団体は、管内における水防を十分に果たす責任を 有し、水災の防御及びこれによる被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び 水防機材等の水防施設を整備するものとする。

2 消防施設等

本町の消防施設等については、消防力の整備指針(平成 12 年消防庁告示第1号)、 消防水利の基準(昭和 39 年消防庁告示第7号)及び関係法令等に基づき、国庫補助等で整備拡充することとする。

※県は、国庫補助対象施設以外の施設等について、予算の範囲内で県費補助を行うなど、市町村の支援を行う。

3 救助施設等

救助用施設及び救助用資機材についても、大規模災害等の対策必要な資機材等に ついて適宜整備するものとする。

4 流出危険物防除資機材

本町、県、船舶関係者及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な、以下の資機材等の整備を図るものとする。

- ア 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- イ 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
- ウ 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火 剤及び消火器具等
- エ 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

第3節 食糧等備蓄計画

1. 食糧・飲料水等(平成27年国勢調査人口:11,232人)

(1) 食糧の備蓄

本町及びその周辺又は広域にわたる大規模災害が発生した場合の被害を想定し、 災害対策用食糧の備蓄整備を検討・推進するものとする。

備蓄の目安としては、沖縄県における調査結果を踏まえ大規模災害時の避難者数としての想定(人口の23.5%)を上回る人口の25%の3日分とし、備蓄倉庫を含めた整備に努めるものとする。

●備蓄量の月安

町人口: 11,232人 × 25% × 3食 × 3日 = 25,272食以上

※備蓄量の目安については、町単独の備蓄だけでなく、民間企業との物資等の提供に関する協定の締結等による確保を図るものとする。また、今後も最新の知見に基づき、適切な目安での備蓄に努めるものとする。

(2) 災害対策用食糧の確保

本町は、県とともに食糧販売業者等と十分協議し、その協力を得た上で必要に応じて食糧の調達に努めるものとする。

(3)要配慮者に配慮した食糧の確保

要配慮者に配慮した食糧(アレルギーへの配慮など)の確保に努めるとともに、優先配分の措置を図るものとする。

(4) 個人備蓄の推進

平常時から、インスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水 7 日分以上を目安 に各世帯で備蓄しておくよう、住民への啓発・広報を実施していくものとする。

(5) 飲料水の確保

①飲料水備蓄計画

大規模な災害時に一時的な断水が想定されるため、本町の管理する配水池については緊急遮断弁で流出をストップし、災害対策用水として確保するとともに、飲料水兼用型耐震性貯水槽等による飲料水の備蓄を推進していくものとする。また、災害時の協定を結んでいる事業者からの供給を行うとともに、他の事業者においても災害時応援協定の締結を進めていくものとする。

なお、阪神・淡路大震災の教訓を活かし、大規模な地震による火災などの緊急時の消火用水や生活用水の確保のため、階段護岸や取水用ピット等の整備を検討する。

②給水用資機材の整備

町及び水道管理者は必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用 資機材の整備を図るものとする。

2. 医薬品、衛生材料の備蓄

町内診療機関では不足が予想される医薬・衛生品等について、本町の初動期における救援活動に供するため、医薬品及び衛生材料の備蓄について確保するよう努めるものとする。

3. 生活必需品物資の備蓄

災害により、住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品・寝具類等の物資を必要としている者に対し、これらの物資を迅速かつ計画的に配分・提供をするため必要な物資を備蓄するものとする。

4. 備蓄倉庫等の整備

町において食糧及び医薬品、衛生材料、生活必需物資等を備蓄するにあたって、 その保管する場所として備蓄倉庫等の整備を図るものとする。特に海抜の低い伊芸 区及び屋嘉区においては、最大級の津波想定を考慮し、整備を検討する。

5. 職員の緊急招集用資機材の整備

災害が発生した場合など緊急招集職員への連絡を密にするため、防災用携帯電話等の所持により、勤務時間外の所在及び召集状況が確認把握できるよう、資機材の整備を図るものとする。

6. 資機材等の整備・点検計画

備蓄倉庫等の整備とともに、町内における災害対策に際し、災害対策基本法第 49 条に定めるところにより、必要な資機材等を整備し点検を図ることとする。

なお、資機材の点検整備等は、災害応急対策を実施する機関が行うものとする。 また、必要に応じて電気工事業協同組合との協定に基づき支援を要請する。

(1) 救助用資機材の整備

災害による倒壊家屋からの救助等にあって、消防機関のみならず、役場や各区(各公民館等)において救助用資機材を配備しておくことが効果的であるため、町は救助用資機材の整備点検を行えるよう推進する。

(2)給水車、救急車、災害救助用機械器具、その他救護用機械器具の現況 本町における救急車、救護・救助用機械器具等の現況及び整備方針は、消防計画 によるものとする。

(3) 流出危険物防除資機材

町や県、船舶関係者及び石油等危険物取扱者は、大量に流出した危険物による災害の拡大防止等に必要な資機材等の整備を図るものとする。

- ①流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- ②流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着並びに吸引ポンプ、バー ジ等
- ③流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火 剤及び消火器具等
- ④流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知器及び通信機器等

7. 救急体制及び資機材整備等の確立

本町の救急業務は、金武地区消防衛生組合消防本部により実施されているが、今後十分な対応や災害時における不測の事態等に備えるため、県の指導等により市町村間の相互応援協定の締結を推進するものとする。

また、救急医療体制の整った県立病院等まで距離があることから、さらに高規格 救急車の購入及び救急救命士の育成・確保等に努めるものとする。

第4節 気象観測体制の整備計画

1 気象観測体制の整備

県や沖縄気象台等の関係機関における観測施設の整備は年々充実しており、これらの機関においては現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計(自記、テレメータ等)及び水位計(自記、テレメータ等)の整備充実が図られることとなっている。

本町においては、沖縄気象台や県などの関係機関から寄せられる風水害等の警戒 避難に必要な観測情報を、迅速に住民等に提供する体制やシステムの整備を推進す る。

第5節 災害通信施設整備計画

第1款 通信施設災害予防計画

本町、県、医療機関、通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設 に次の予防措置を講ずるなど、万全の措置を期するものとする。

1 本町における予防計画

本町は、地震・津波編で定めた地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害等の危険性や暴風等を考慮した防災行政無線等の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

2 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等の計画

(1)通信手段の確保

本町、県及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図るものとする。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

本町、県及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

3 通信事業者における予防計画

各通信事業者は、地震・津波編に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の 浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、通信施設の安全性確保、系統の多重 化、拠点の分散、代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確 保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害等の想定、防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

第2款 放送施設災害予防計画

各放送機関等は、地震・津波編に定めた地震・津波対策のほか、風水害を 想定した通信設備、放送施設の予防措置を実施する。

第3款 通信・放送設備の優先利用等

本町、県、通信事業者及び放送機関等は、地震・津波編 第 3 節 第 1 款の(3) に定める地震・津波対策のほか、風水害を想定した通信設備及び放送設備の優先利用手続き等を整備しておく。

第6節 交通確保・緊急輸送計画

大規模災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等、多様かつ大量の輸送需要が生じ、輸送手段を確保することが困難になることが予想されることから、 事前措置として、輸送を円滑に行うための対策を今後推進していくこととする。

1. 交通規制計画の作成等

緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、国道や県道の管理者等と相談し、 重要路線等の交通規制計画を作成する。それに合わせて、必要な災害時交通規制用 情報板の整備、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震 性確保等を図る。

2. 重要道路啓開のための体制整備

道路管理者は、災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に支障のある場合、直ちに啓開できる体制を国や県、関係団体の協力を得ながら整備する。

3. 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うため、本町は県及び近隣市町村と調整しながら被災地外に緊急輸送基地を設置し、総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸、海、空から物資等が集積することを念頭に置いて、緊急輸送基地を選定(確保)し、整備していくこととする。

4. 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、本町域内に臨時へ リポートの指定や整備を行うものとする。

5. 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保をはかるため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる必要がある。この場合、事前に届出を行い、届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速に確認がなされるようになっている。そこで、本計画の災害応急対策計画に基づいて使用する可能性の高い車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

6. 運送事業者との連携確保

県と協力し、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物 資集積拠点の運営(運送事業者等の施設活用含む)について以下の視点から検討し、 必要な体制等の整備を推進する。

- ・物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置支援
- ・輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- 輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

7. 国道329号が寸断された場合の輸送体制等の確保

本町においては、大規模な地震発生に伴って津波が発生した場合、渡慶頭原から 屋嘉区にかけての国道329号が通行不能となることが想定されることから、災害 時の避難立ち入りの協定を結んでいる米軍施設への避難をはじめ、沖縄自動車道を 活用した輸送体制について具体的な検討を関係機関と協議していくものとする。

第7節 基地災害及び米軍との相互応援計画

本町には、「キャンプハンセン」「金武レッドビーチ訓練場」「金武ブルービーチ訓練場」の3つの米軍施設がある。それぞれの施設では種々の訓練が行われており、訓練によって発生した突発的事故が町民の安全を損なう災害となることも考えられることから、国や県と連携を図りながら米軍との安全確保体制の確保に努めることが重要である。

また、大規模災害時には、米軍施設内への避難が有効であることから、基地立入りに関する協定を結んでいる。

1. 基地立入りに関する協定

「都道府県又は地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域への限定された立入りについて」(平成 19 年4月 27 日)の日米合意に基づき、災害時における住民等の避難誘導等における米軍施設及び区域への立入りについてキャンプハンセンと「災害時準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定された立入りについての現地実施協定」を締結していることから、協定に基づいた区域への避難を実施する。

【協定内容及び立入区域は資料編参照】

2. 緊急時における消防車両の基地内通過に関する協定

消防機関は、「在日米軍施設・区域内への緊急車両等の限定的かつ人道的立入について」(平成13年1月11日)の協定をもとに消防本部と米軍が締結した、消防車両等の米軍施設・区域の通過についての協定に基づき、必要に応じて在日米軍施設・区域内への緊急車両等の立入を行う。

3. 消防相互援助協約

本町は現在、米軍貯油タンク等、危険物の周辺地域への災害対策として、在沖米軍(海兵隊)所属のキャンプ・バトラー基地との「消防相互援助協約」(火災)を締結していることから、今後とも協約に基づく協力体制による防災対策に努めるものとする。

第8節 海上災害予防計画

1. 災害応急対策への備え

(1)情報連絡体制の整備

町は、県及び第十一管区海上保安本部と協力し、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。

(2) 消防救助体制の整備

町は警察と協力し、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防 水利として活用する施設の整備に努める。

(3) 油防除作業体制の整備

町は県と協力し、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

(4) 訓練等

第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県、町は、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第9節 業務継続計画策定の推進

大規模な災害の発生時においては、予期しない事態が発生することが想定されるほか、直ちに参集できる職員は限られるものと考えられることから、災害対応及び行政サービスの遅れや中断が町民に与える影響が大きい。そのため、災害時においても速やかに通常業務を再開・開始させる体制を整え、行政サービスを維持することが求められている。

1. 業務継続計画の策定

国が示すガイドラインに基づいて、災害時においても通常業務に支障をきたすことのないよう、業務継続計画(BCP)の策定に努めるものとする。

2. 業務継続計画の基本方針

災害時においては、災害対応業務を最優先で取り組むとともに、通常業務においても優先度を踏まえ、できる限り中断することがないように全庁的に対策に取り組むとともに、中断した場合においても速やかに業務を再開させることができるよう検討していくものとする。

策定するにあたっては、以下の項目に留意するものとする。

【業務継続計画の基本的な考え方】

- (1) 非常時優先業務の特定(選定)
- (2) ヒト・モノ、情報及びライフライン等、業務継続に必要な資源の確保及び配分
- (3) 手続きの簡素化
- (4) 指揮命令系統の明確化
- (5)業務立ち上げ時間の短縮
- (6) 発災直後の業務レベルの向上

3. 事業所の防災体制について

災害は、住民生活をはじめ企業活動にも大きな影響を与えるものであるため、災害 発生後も企業活動が迅速に復旧できる体制について検討するよう、以下のことについ て企業に周知するものとする。

- (1)事業所による事業継続計画(BCP)の策定
- (2) 事業所による被害予想から復旧計画の策定
- (3) 事業所と地域防災ネットワークの形成

【業務継続計画に位置付ける6項目について】

(1)首長(町長)不在時の代行順位及び職員の参集体制

①首長の職務代行の順位

応急対策編の「第 1 節 組織動員計画」で整理されているとおり、職務代行の順位は 以下のとおりとする。

第1順位	第2順位	第3順位	
副町長	総務課長	企画課長	
※上記の第3順位以降の代行の決め方は建制順とする。			

②参集体制

参集体制については、応急対策編の「第 1 節 組織動員計画」に基づいた参集体制を確保するものとし、災害の状況に柔軟に対応できる体制をとるものとする。

③今後の検討事項

- ・参集体制については、業務継続計画の策定の際に精査する。
- 正規職員以外の職員(臨時など)についての参集のあり方についても、同様に検討を 行うものとする。

(2) 役場庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の特定

□現時点の状況

役場庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の候補としては、以下の施設が挙げられる。

- ①金武町総合保健福祉センター
- ②金武町立中央公民館
- ③並里地区公民館

□今後の検討事項

①~③はいずれも指定避難所になっている。災害拠点となる施設と避難所は一緒にして良いのか要検討

(3)電気、水、食糧等の確保

①現時点の状況

ア 非常用発電機と燃料の確保

非常用発電機	3台
燃料備蓄	72 時間分(3 日分)
電力供給先	<電力供給先> ・金武町役場 ・金武町立中央公民館 ・金武町総合保健福祉センター

イ 水、食糧等の備蓄

水		3日分
食糧		3日分
仮設トイレ		〇機
	• 電池	3日分
	・トイレットペーパー	O日分
 消耗品等	紙オムツ	O日分
· 月秋00寸	• 生理用品	0 日分
	・マスク	3 日分
	アルコール消毒	3 日分

□今後の検討課題

・仮設トイレ、トイレットペーパー、紙オムツ、生理用品、その他必要と考えられる ものを備蓄するか要検討(優先順位をつける)

(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

□現時点の状況

通信機器	数等及び状況
①防災無線	46 機
②衛星携帯電話	1台
③災害時優先電話	2 回線
④その他通信機器	1台

<現在の通信機器の確保状況>

災害時優先電話→携帯電話 1 台、スマートフォン 1 台

その他通信機器→沖縄県総合行政情報通信ネットワークホットラインⅠP電話

□今後の検討事項

自主防災会と連絡をとる手段がないので必要か要検討

(5) 重要な行政データのバックアップ

□現時点の状況

現在、バックアップできるような処置は行っていない。

□今後の検討課題

今後、行政データ(個人情報等)をバックアップできるような方法を要検討(予算なども含めて)

※優先順位をつけて特に重要なデータのみバックアップするやり方等の検討

(6) 非常時優先業務の整理

非常時の優先業務については、以下の「(ア) 非常時優先業務の概要」を基本とした活動を行うものである。

なお、「主な業務」詳細については、次ページの「(イ) 主な業務の内容等」を参照。

(ア) 非常時優先業務の概要

時間	業務の考え方	主な業務
発災~1日	・職員等の安全確保	①災害対策本部の立ち上げ業務(参集人員、通信状況、
	・初動体制の確立	情報収集)
	・被災状況の把握	②災害対策本部の業務
	・救助・救急の開始	③被害状況の把握
	・避難所の開設及び	④災害応急対応(消火、警戒、避難誘導など)
	運営支援	⑤救助・救急体制の確立(部隊編成、応援要請など)
	・応急活動の開始	⑥避難所の開設及び運営支援業務(受入れ、食糧等の
		供給、仮設トイレの設置など)
		⑦二次被害予防業務(主要道路における障害物の除
		去、危険区域の確認など)
		⑧外部からの応援受入れ体制の確保
		⑨行方不明者の確認及び遺体の取扱い
3 日以内	・被災者支援の開始	①避難者の支援
	・行政機能の回復	②災害対応に必要な経費の確保に係る業務
		③業務システムの再開に向けた準備
1週間以内	・復旧・復興に係る	①生活再建に係る業務(被災者生活再建支援法に関す
	業務の準備	る業務、住宅の確保等)
	・窓口行政機能の回	②産業の復旧・復興に係る業務
	復準備	③教育再開に係る業務
		④金銭の支払い、支給に係る業務
		⑤窓口業務の準備

(イ) 主な業務の内容等

主な業務の内容について、「発災~1日」「3日以内」「1週間以内」の3つの時系列に区分し整理するものである。下表に示している「主担当課」は、所掌事務を勘案して記載しているが、非常時には、参集している他の課もはじめ、全職員で対応にあたるものである。

【発災~1日】

業務項目	業務内容	主担当課
	○職員の安否・参集状況の確認(町長、副町長はじめ幹部職員	→各課(総務課へ
	の状況確認も含む)	報告)
	○災害状況の情報収集・把握(県及び消防、警察等の関係機関、	→総務課
	メディア等)	
	○庁舎の被災状況の確認(建物の被災状況、水道、電気等の使	
	用、利用できる情報通信機器等)	
	・庁舎の状況及び設備等の状況調査(車両も含む)	→総務課
 ①災害対策本部の	・庁舎の使用の可否を判断(代替施設の使用も含む)	→総務課
立ち上げ業務	○災害対策本部の設置準備	
立り上り未物	・会場設営及び必要な資機材の準備(地域防災計画書及び関	→総務課
	連マニュアル、パソコン、情報通信機器、ホワイトボード、	
	地図、筆記用具、その他必要なもの)	
	○備蓄食糧及び資機材の確認(災害対策本部へ報告)	→総務課、各課
	・庁舎で備蓄している食糧及び飲料水の確認	
	・被害状況調査や避難者誘導などの緊急現場対応に必要な資	
	機材の準備・確認(情報端末、懐中電灯、拡声器、規制ロ	
	ープ、ヘルメット、その他現場対応に必要な資機材)	
	○職員参集状況の確認及び災害状況の把握・取りまとめ(各課	→総務課、各課
	からの情報の取りまとめ)	
	○各課所掌事務による配備体制の検討・指示	
	○住民等への情報提供内容の検討・指示	
	○被害状況の取りまとめ、県への報告(第1報など)	
②災害対策本部の	○優先する所掌事務の部隊編成の検討・指示(各課からの報告	
業務	をもとに編成)	
	○開設する指定避難所の指示	
	○危険区域の検討・規制指示	
	○応援要請の検討(県、関係機関、協定締結事業所等)	

業務項目	業務内容	主担当課
	○被害状況の確認・災害対策本部への報告	→総務課、各課
	・各課所管施設の被害状況の確認 (庁舎、車両含む)	
	・関係機関からの情報収集	
③被害状況の把握	・各区の状況確認	
	○保育・教育施設等の現場確認・報告(敷地、建物の状況など)	→教育委員会、こ
	○主要道路の現場確認・報告(道路被害・障害物の状況など)	ども支援課
		→建設課
	○住民等への情報伝達の実施	→企画課、総務課
	・防災行政無線	
④災害応急対応	・町のホームページ	
(情報伝達、対応)	・マスコミ対応	
	○庁舎への避難者への対応	→各課
	○住民等からの問合せへの対応	→企画課
	○災害対応に必要な人員を確認・災害対策本部への報告	→総務課
⑤救助·救急体制	○災害対策本部の指示により、救助・避難者誘導等の災害対応	→総務課
の確立	の実施	
	○指定避難所の開設準備	→住民生活課、
	・各指定避難所の開設準備の実施(指定避難所の被災状況の	各課
	確認、必要な人員の確保など)	
	・避難者の確認・報告	
	・食糧及び飲料水、必要な資機材(仮設トイレなど)の確認・	
	報告など(設置、食糧等の提供含む)	
⑥避難所の開設及	○指定避難所の運営支援	→住民生活課、
び運営支援業務	・避難者名簿の作成	各課
	・避難者への食糧等の供給及び仮設トイレ等の設置	
	・避難者を中心とした運営会議の開催(避難所運営の班編成	
	など)	
	・避難所における各種情報の確認・報告(避難者数、必要な	
	物資など)	
	・在宅避難者の状況の確認・報告	
	○道路の障害物の除去の実施(事業所への協力依頼含む)	→建設課
 ⑦二次被害予防業	○危険区域の確認・規制(立入規制が必要な箇所など)	→建設課
	〇応急危険度判定の実施に向けた準備(県との調整等含む)	→建設課
務 		

業務項目	業務内容	主担当課
⑧外部からの応援受入れ体制の確保	○応急対応に必要な人員の確認・報告○災害ボランティアの受入れ準備(ボランティアセンター)○その他外部応援の受入れ準備(収容場所など)	→総務課、各課 →社会福祉協議会
⑨行方不明者の確認及び遺体の取扱い	 ○行方不明者の確認 ・各避難所の避難者の確認、行方不明者情報の収集整理 ・警察及び消防等の関係機関からの情報確認 ・避難所等への問合せへの対応 ○遺体の取扱い ・警察及び消防等の関係機関からの情報確認 ・遺体収容場所及び移送方法の確認・準備(移送人員含む) ・関係機関と協力して移送・管理 	→社会福祉協議会 →住民生活課、 各課 →住民生活課

【3日以内】

業務項目	業務内容	主担当課
	○各避難所の運営状況及び必要な物資等の確認・報告	→住民生活課
の波器者の古塔	○避難者の健康状況の確認	→保健福祉課
①避難者の支援	○要配慮者や体調を崩した避難者への対応	→保健福祉課
	・病院及び要援護者優先避難所への移送の検討・実施	
②災害対応に必要	○各課の災害対応に必要な経費の概算把握	→企画課、総務課
な経費の確保に	○町の支出できる財政状況の確認	→会計管理者
係る業務	○国の支援の活用に向けた手続きの確認	→企画課、総務課
③業務システムの	○基幹系行政情報データの確認・報告	→総務課
再開に向けた準	・データの状況の確認・報告(データの損壊状況など)	
備	・データが損壊していた場合の対応の検討・報告	

【1週間以内】

業務項目	業務内容	主担当課
①住民の生活再	○応急危険度判定の実施	→建設課
建に係る業務	○判定結果の整理・報告	→建設課
	○産業関係団体(商工会、漁業組合、JA等)からの被害状況	→農林水産課、商
②産業の復旧・	及び必要な支援の確認	工観光課
復興に係る業	○各被害状況と復旧・復興に必要な支援の整理	→農林水産課、商
務		工観光課

業務項目	業務内容	主担当課
	○教育再開に必要な事項の検討・報告	→教育委員会
	・学校施設の確保及び再開方法の検討	
	・教員の確保	
③保育·教育再	・教科書や筆記用具等の必要な資材の確認	
開に係る業務	○保育等再開に必要な事項の検討・報告	→こども支援課
	・施設の確保及び再開方法の検討	
	・施設職員の状況確認	
	・必要な資材の確認	
	○応急対策等にかかった経費の整理	→会計管理者
	○住民の生活再建や産業の復旧復興等に係る経費の確認	→企画課
④金銭の支払	○見舞金等の支給に関する町条例や要綱の確認	→企画課
い、支給に係	○生業資金等の貸付制度など各種制度の確認	→農林水産課
る業務	○各種制度の支給金額等の想定	→企画課
	○受付開始時期等の検討、実施に向けた準備	→会計管理者、企
		画課、総務課
⑤窓口業務の準 備	○再開する窓口業務の確認・検討	→総務課、各課
	○業務再開に使用する施設の選定	→総務課、各課
	○各業務別のレイアウトの検討	→総務課
	○必要な資機材の確認	→各課
	○配置する人員の検討	→各課